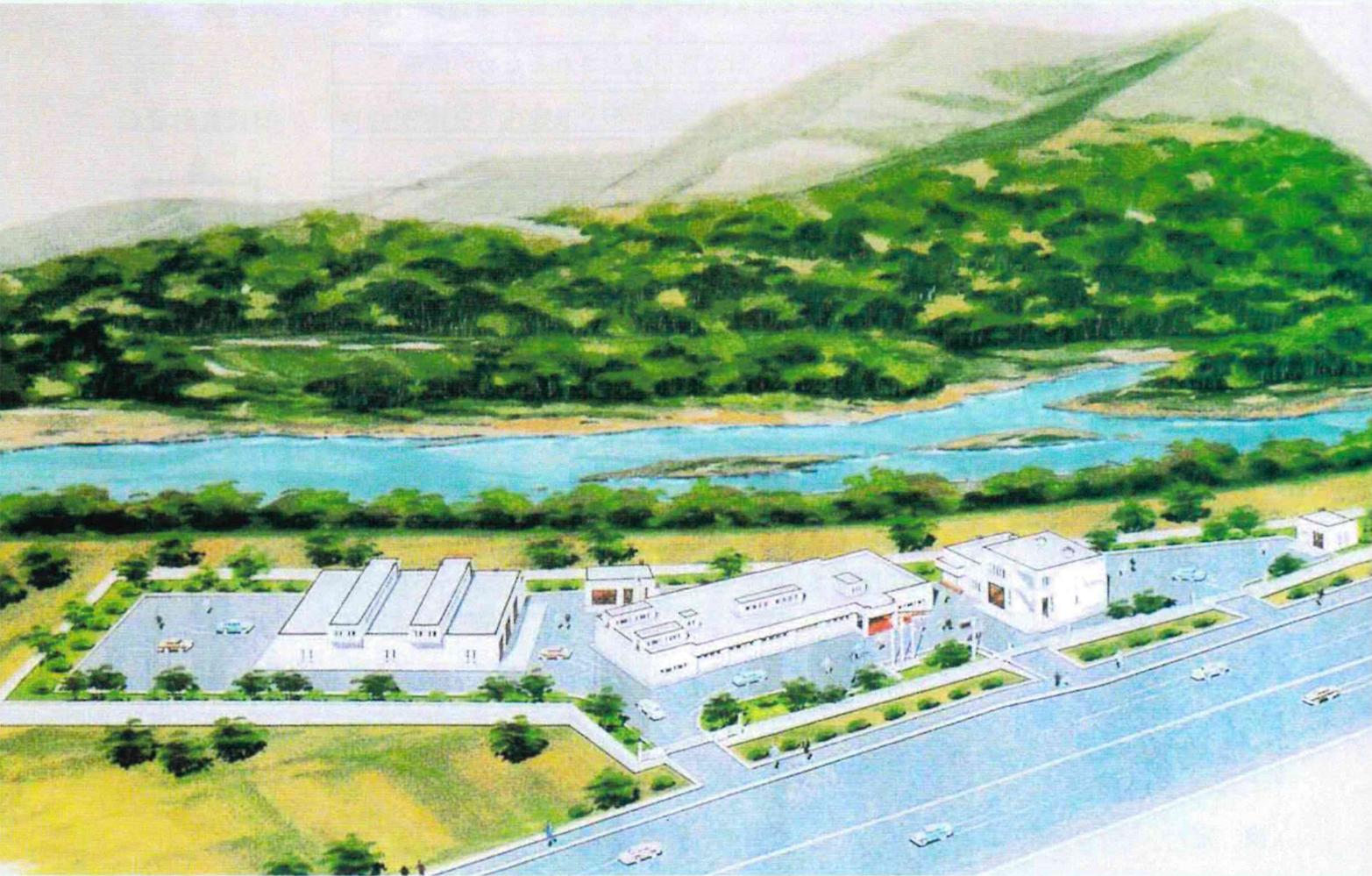


# 計量

# あんない

*Guide to Weights and Measures*



北海道計量検定所

Hokkaido Weights and Measures Inspection Office

## はじめに

私たちが産業経済・学術・文化・市民生活などを充実、発展させて、その成果を活用していくためには、「正しい計量を実施されるための信頼されるシステム（計量制度）」が不可欠です。

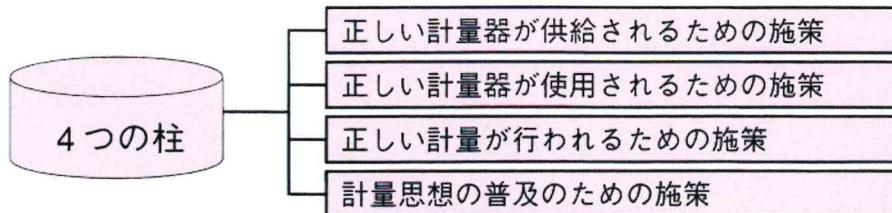
わが国では、明治24年の度量衡法制定により、常置度量衡器検定所が各都道府県に設置されるようになったことが近代計量行政の始まりで、明治26年には道庁構内にも開設されました。

以来、昭和26年に度量衡法から計量法に移行し、幾度かの改正が行われた後、40年ぶりに全面改正されて平成4年に現在の計量法が公布され、翌年から施行されています。

また、平成12年4月、地方分権一括法が施行され、計量行政も国からの機関委任事務から自治事務となり、北海道が自らの責任において実施することになりました。

計量法は、計量制度の骨格をなすものであり、国内の商取引や生活文化の場においてのみならず、グローバル化や社会的公正責任にも及ぶ大きな目標を掲げております。

北海道計量検定所では、これらの目的達成を目指し、道民生活の向上と豊かな地域社会づくりに寄与するため、次の4つを柱として事業を進めています。



## 正しい計量器が供給されるために

### 事業の届出

特定計量器の製造・修理・販売の事業を行おうとする方のために、届出に関する事務を行っています。

### 《計量一ロメモ》「特定計量器」とは？

商取引や計量証明に使用する計量器及び家庭用計量器のうち、適正な計量の実施を確保するため、その構造等の基準を定める必要があるとして政令で決めているものです。

### 検定等

#### 《検定》

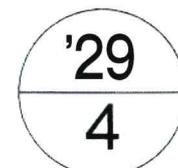
商取引などで使用される特定計量器を1個ごと検定し、合格したものには検定証印が付されます。

このうち、構造・使用条件・使用状況等から、有効期間が定められている特定計量器があります。（別表参照）

#### 検定証印



#### 有効期間満了の表示



（封印鉛）

有効期間のある計量器についているマークです。

〔示されている数字は、有効期間の満了年月で、上は西暦年、下は月をあらわします。〕

主な特定計量器	有効期間
ガスメーター	7年又は10年
水道メーター	8年
液化石油ガスメーター（オートガススタンド）	4年
自動車等給油メーター（ガソリンスタンド）	7年
大型・小型車載燃料油メーター（家庭用灯油配送ローリー）	5年
タクシーメーター	1年

\*電力量計は日本電気計器検定所、騒音計は日本品質保証機構が検定を実施しています。

〈装置検査〉

タクシーメーターは、車輻に取り付けた状態で1台ごと検査を行っています。検査に合格したのものには、装置検査証印が付されます。

装置検査証印



有効期間満了の表示



（封印鉛）



■基準分銅の検査

Inspecting the standard weight

基準器検査

基準器は、特定計量器の検査に用いる「標準」となるものです。計量行政機関のほか、製造・修理事業者や計量士が検査に用いる基準器の検査を行っています。検査に合格したのものには、基準器検査証印が付されます。

基準器検査証印



指定製造事業者制度

経済産業大臣の指定を受けた製造事業者は、指定を受けた工場において、型式承認された計量器を製造した場合には、社内試験をして基準に適合したものについて基準適合証印を付することができます。

基準適合証印は、計量法において検定証印と同じ効力を有するので、その計量器の検定は免除されますが、大臣の指定に当たり事前に品質管理の方法についての検査を行っています。

基準適合証印



## 正しい計量器が使用されるために

### 定期検査

はかり、分銅、おもりには、検定の有効期間がありません。

このため、商店、工場、学校及び病院などで取引や証明に使われるはかりなどについては、使用中でも一定水準の精度が確保されているかどうかを確認するため、2年に1回の定期検査を行っています。

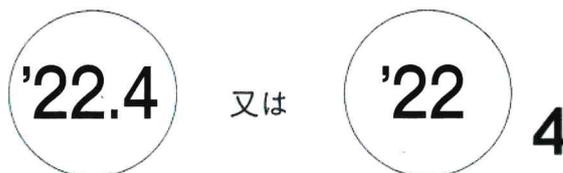
定期検査に合格したはかりなどには、定期検査済証印が付されます。



#### ■質量計定期検査

Periodic Inspection of Mass meters  
(大型はかり)  
For weighing machine

#### 定期検査済証印



〔示されている数字は、検査を実施した年と月をあらわします、ただし、年は西暦下2桁の略記です。〕

定期検査  
合格ステッカー

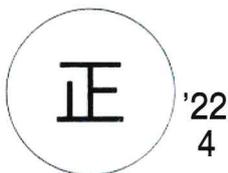


### 計量証明検査

計量証明事業の登録者が使用している特定計量器は、2年（はかり）又は3年（騒音計、濃度計、振動レベル計）に1回の検査を行っています。

検査に合格したのものには、計量証明検査済証印が付されます。

#### 計量証明検査済証印



〔示されている数字は、検査を実施した西暦年と月をあらわします。〕

計量証明検査  
合格ステッカー



## 正しい計量が行われるために

### 計量証明事業の登録

質量や濃度、騒音などに係る計量証明の事業を行おうとする方のために、知事への登録に関する事務を行っています。

## 適正計量管理事業所の指定

工場や商店における自主計量管理を推進するための制度で、知事の指定に関する事務を行っています。

指定を受けた事業所は、定期検査を免除され、適正計量管理事業所であることを示す標識を掲げることができます。

## 適正計量管理事業所の指定標識



## 依頼検査

工場などにおいて、内部管理のために行われる計量は、取引・証明に該当しないので、検定・検査の対象外ですが、品質管理の向上など事業者からの依頼を受けて分銅等の検査を行っています。

## 立入検査

適正な計量の実施や消費者利益を守るため、色々な小売店や食品製造業者に対する商品量目の検査、家庭生活に密接なガスや水道メーター等の使用事業者に対する検査を行っています。

## 計量思想の普及のために

商取引や計量証明だけでなく、身近な生活と計量との関わりや正確で公正な計量の重要性については、関係機関・団体と連携をとりながら、計量思想の普及及び啓発を行っています。

また、相談や苦情などを受けており、場合によっては関係事業者等の指導も行っています。

### 主な普及 啓発事業

- 計量ふれあいひろば
- 計量パネル展
- 計量管理講習会等への講師派遣
- ポスター等による広報



■計量ふれあいひろば

Measurement exhibition opened to public

“11月1日は計量記念日”

11月は計量強調月間です

### 《計量一口メモ》 「家庭用計量器表示」マークとは？

家庭用特定計量器として定められたはかり（体重計、乳児用体重、調理用のばね式指示はかり）で基準に適合したものに付される表示マークです。



# 北海道計量検定所への案内図

〒005-0805 札幌市南区川沿5条1丁目1番1号  
TEL(011)572-1771 FAX(011)572-6215



当所のホームページにおいて、業務紹介及び本所・各支所への案内並びに申請書ダウンロードセンターへのアクセスなどのコンテンツがあります。

ホームページアドレス

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/>

## 〈交通アクセス〉JR札幌駅からの最寄り公共交通機関

地下鉄南北線で札幌～真駒内(所要約18分)、じょうてつバス 南96 または 環96(南沢入口先廻り)で真駒内駅前～川沿5条2丁目(所要約10分)  
じょうてつバス(札幌駅ターミナル@乗り場、定山溪温泉または豊滝行き)で札幌駅～川沿5条2丁目(所要約35分)

## 〈函館支所〉

〒041-8553 函館市美原4丁目6番16号(渡島合同庁舎内)  
TEL(0138)47-9519 FAX(0138)47-9215



## 〈交通アクセス〉JR函館駅からの最寄り公共交通機関

函館バス(51系統 昭とターミナル行き)  
函館駅前～渡島総合振興局前(所要約30分)

## 〈旭川支所〉

〒079-8416 旭川市永山6条19丁目1番1号(上川合同庁舎内)  
TEL(0166)46-4937 FAX(0166)46-5252



## 〈交通アクセス〉JR旭川駅からの最寄り公共交通機関

道北バス(フィール旭川前 62・63番 永山6条経由14丁目行き)  
1条通8丁目(のりば18番)～永山6条18丁目(所要約30分)  
JR宗谷本線 旭川駅～永山駅(所要約15分)、永山駅から徒歩約15分

## 〈釧路支所〉

〒085-0814 釧路市緑ヶ岡2丁目38番1号  
TEL(0154)41-4019 FAX(0154)43-2474



## 〈交通アクセス〉JR釧路駅からの最寄り公共交通機関

くしろバス ②文苑公住線 釧路駅前～緑ヶ岡2丁目(所要約20分)

## 〈北見支所〉

〒090-0018 北見市青葉町6番9号  
TEL(0157)23-5263 FAX(0157)23-5559



## 〈交通アクセス〉JR北見駅からの最寄り公共交通機関

北見バス ③東陵運動公園線 または ①小泉・光の苑線  
大通～警察署(所要約5分)